

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年9月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500112号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500034号

第1 結論

請求期間①及び②のうち、請求者のA社における平成元年9月1日から平成2年10月1日までの期間、平成4年11月1日から平成12年4月1日までの期間及び同年6月1日から平成18年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成元年9月から平成2年9月までの期間、平成4年11月から平成12年3月までの期間及び同年6月から平成18年3月までの期間の標準報酬月額については、平成元年9月から同年12月までは30万円から38万円、平成2年1月は30万円から32万円、同年2月から同年7月までは30万円から38万円、同年8月及び同年9月は36万円から38万円、平成4年11月から平成5年8月までは38万円から41万円、同年9月は38万円から53万円、同年10月から同年12月までは36万円から53万円、平成6年1月から同年9月までは30万円から53万円、同年10月から平成7年7月までは32万円から41万円、同年8月及び同年9月は32万円から47万円、同年10月から平成8年8月までは34万円から47万円、同年9月は34万円から50万円、同年10月から平成9年2月までは36万円から47万円、同年3月から同年9月までは36万円から50万円、同年10月から平成10年9月までは38万円から59万円、同年10月から平成11年3月までは41万円から59万円、同年4月から同年6月までは41万円から56万円、同年7月から同年9月までは41万円から47万円、同年10月は38万円から47万円、同年11月から平成12年3月までは38万円から41万円、同年6月から同年12月までは24万円から36万円、平成13年1月から同年7月までは24万円から32万円、同年8月及び同年9月は24万円から36万円、同年10月から平成15年3月までは26万円から36万円、同年4月から同年7月までは26万円から47万円、同年8月から平成16年2月までは26万円から41万円、同年3月から平成18年3月までは26万円から36万円とする。

平成元年9月から平成2年9月までの期間、平成4年11月から平成12年3月までの期間及び同年6月から平成18年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年9月から平成2年9月までの期間、平成4年11月から平成12年3月までの期間及び同年6月から平成18年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年9月1日から平成3年10月1日まで

② 平成4年11月1日から平成18年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の総支給額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べて低い額に記録されているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成元年9月から平成2年9月までの期間については、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は平成元年9月から平成2年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は36万円と記録されているが、請求者が所持するA社の給与明細書により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる平成元年4月から同年6月までの期間、同年5月から同年7月までの期間及び平成2年1月から同年3月までの期間は標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により支払われ、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（平成元年9月から同年11月までは47万円、同年12月に標準報酬月額の上限が47万円から53万円に改定されたことに伴い同年12月から平成2年3月までは53万円、同年4月から同年9月までは47万円）より低い標準報酬月額（平成元年9月から同年12月までは38万円、平成2年1月は32万円、同年2月から同年9月までは38万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②のうち、平成4年11月から平成12年3月までの期間及び同年6月から平成18年3月までの期間については、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は平成4年11月から平成5年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは36万円、平成6年1月から同年9月までは30万円、同年10月から平成7年9月までは32万円、同年10月から平成8年9月までは34万円、同年10月から平成9年9月までは36万円、同年10月から平成10年9月までは38万円、同年10月から平成11年9月までは41万円、同年10月から平成12年3月までは38万円、同年6月から平成13年9月までは24万円、同年10月から平成18年3月までは26万円と記録されているが、給与明細書により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる平成4年5月から同年7月までは標準報酬月額41万円、平成5年4月から同年6月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間は標準報酬月額53万円、平成6年5月から同年7月までは標準報酬月額41万円、平成7年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円、同年5月から同年7月までは標準報酬月額47万円、同年9月から同年11月までは標準報酬月額53万円、平成8年5月から同年7月までは標準報酬月額50万円、平成9年5月から同年7月までの期間及び平成10年5月から同年7月までの期間は標準報酬月額59万円、平成11年1月から同年3月までは標準報酬月額56万円、同年4月から同年6月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間は標準報酬月額47万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額41万円、平成12年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間は標準報酬月額36万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額32万円、平成13年5月から同年7月までは標準報酬月額41万円、平成14年1月から同年3月までは標準報酬月額50万円、同年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円、同年5月から同年7月までは標準報酬月額41万円、同年8月から同年10月までは標準報酬月額47万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額53万円、平成15年5月から同年7月までは標準報酬月額41万円、平成16年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、平成17年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われ、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（平成4年11月から平成5年6月までは41万円、同年7月から平成6年9月までは53万円、同年10月から平成7年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月から平成8年9月までは53万円、同年10月か

ら平成9年9月までは50万円、同年10月から平成11年3月までは59万円、同年4月から同年6月までは56万円、同年7月から同年12月までは47万円、平成12年1月から同年3月までは41万円、同年6月から同年12月までは36万円、平成13年1月から同年7月までは32万円、同年8月から平成14年3月までは41万円、同年4月から同年6月までは50万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は47万円、平成15年1月から同年7月までは53万円、同年8月から平成16年8月までは41万円、同年9月から平成17年8月までは38万円、同年9月から平成18年3月までは36万円）と一致する標準報酬月額又はそれより高い若しくは低い標準報酬月額（平成4年11月から平成5年8月までは41万円、同年9月から平成6年9月までは53万円、同年10月から平成7年7月までは41万円、同年8月から平成8年8月までは47万円、同年9月は50万円、同年10月から平成9年2月までは47万円、同年3月から同年7月までは50万円、同年8月から平成11年7月までは59万円、同年8月から同年10月までは47万円、同年11月から平成12年3月までは41万円、同年6月から平成15年3月までは36万円、同年4月から平成16年2月までは47万円、同年3月から平成18年3月までは36万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

このような場合において、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成元年9月から平成2年9月までの期間、請求期間②のうち、平成4年11月から平成12年3月までの期間及び同年6月から平成18年3月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成元年9月から同年12月までは38万円、平成2年1月は32万円、同年2月から同年9月までは38万円、平成4年11月から平成5年8月までは41万円、同年9月から平成6年9月までは53万円、同年10月から平成7年7月までは41万円、同年8月から平成8年8月までは47万円、同年9月は50万円、同年10月から平成9年2月までは47万円、同年3月から同年9月までは50万円、同年10月から平成11年3月までは59万円、同年4月から同年6月までは56万円、同年7月から同年10月までは47万円、同年11月から平成12年3月までは41万円、同年6月から同年12月までは36万円、平成13年1月から同年7月までは32万円、同年8月から平成15年3月までは36万円、同年4月から同年7月までは47万円、同年8月から平成16年2月までは41万円、同年3月から平成18年3月までは36万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明としつつも、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、当該期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成2年10月から平成3年9月までの期間並びに請求期間②のうち、平成12年4月及び同年5月については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成2年10月から平成3年9月までは38万円、平成12年4

月は41万円、同年5月は36万円)又は報酬月額に基づく標準報酬月額(平成2年10月から平成3年9月までは36万円、平成12年4月及び同年5月は36万円)のいずれか又は両方が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(平成2年10月から平成3年9月までは36万円、平成12年4月及び同年5月は38万円)と一致すること又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500016号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500035号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月6日の標準賞与額を40万円、平成20年9月8日の標準賞与額を9万6,000円及び同年12月5日の標準賞与額を8万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月6日、平成20年9月8日及び同年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月6日、平成20年9月8日及び同年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成19年7月頃
② 平成20年7月頃
③ 平成20年12月頃

私は、A社から請求期間において賞与を支給されていたが、年金記録が欠落している。平成20年の賞与明細書を2枚提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された賞与明細一覧表及び請求者が提出した預金通帳により、請求者は、平成19年7月6日に事業主により40万円の賞与が支給され、当該支給額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていることが認められるところ、当該期間の標準賞与額は、上記の賞与明細一覧表により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から40万円とする必要である。

また、請求期間②及び③について、請求者が提出した賞与明細書及びA社から提出された賞与明細一覧表並びに請求者の賞与振込先銀行から提出された取引明細表により、請求者は、請求期間②については平成20年9月8日に、また、請求期間③については同年12月5日に、事業主により賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、請求期間②及び③の標準賞与額については、上記の賞与明細書、賞与明細一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は9万6,000円、請求期間③は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与の支給に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1500052号

厚生局事案番号：関東信越（千葉）（国）第1500020号

第1 結論

昭和60年*月から昭和63年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和40年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和60年*月から昭和63年12月まで

私が20歳になった昭和60年*月*日に、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。そのときに、母が私の同年*月の国民年金保険料を同市役所で納付し、その後の保険料は父名義の口座から振替により納付したにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間直後の国民年金の被保険者期間について国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成3年2月22日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、その前後の国民年金第3号被保険者の該当処理日から、請求者の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われ、その際、請求者が20歳に到達した昭和60年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認されることから、当該加入手続が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間当時に、請求者の母が請求者の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該加入手続が行われたと推認される時点を基準にすると、請求期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者が別の国民年金手帳記号番号により国民年金の被保険者となっていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、請求者の母は、請求者の国民年金の加入手続後に口座振替手続を行ったと陳述しているものの、口座番号を記憶しておらず、口座振替手続を行ったとする金融機関に対し調査することができない上、口頭意見陳述における請求者の母の陳述内容からは、これまでの主張を裏付ける新たな事情はうかがえない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500104号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1500021号

第1 結論

昭和50年*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和62年3月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を義理の父母が納付してくれていたと思っていたが、納付記録がないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、義理の父母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者の義父は、「妻(義母)に任せていたので、分からぬ。」と回答している上、義母は亡くなっていることから、当時の納付状況を確認することができない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月にA社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号の1つで、オンライン記録により、同年5月26日に国民年金への加入に係る事務処理が行われていることが確認でき、請求者は、同年5月頃に国民年金への加入手続を行ったものと推認できることから、その頃まで国民年金に加入しておらず、請求期間は国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索による調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことを伺わせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500115 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1500036 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで

私が A 社に勤務していた期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成元年 1 月までの標準報酬月額は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額は 36 万円とされているが、昭和 63 年 8 月に営業部次長として入社し、毎月 50 万円以上の給与を支給されていた。平成元年分の給与所得の源泉徴収票と外交員報酬の支払調書を提出するので、調査の上、標準報酬月額を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した平成元年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等欄に記載された額は、平成元年 1 月から同年 12 月までの期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う健康保険及び厚生年金保険の保険料額と雇用保険料額を合算した額とほぼ一致する。

また、請求者は、上記源泉徴収票とは別に、平成元年分の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を提出しているところ、当該支払調書には、外交員報酬額及び当該報酬額の 10 パーセントに当たる源泉徴収税額が記載されているが、支払金額から平成元年分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書及び昭和 63 年分の源泉徴収票等を所持していない上、A 社は、平成 4 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、元事業主は、請求期間当時の賃金台帳等は保存されていないとしていることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、A 社において、総務全般を担当していた元同僚は、請求期間当時の請求者の給与について、「請求者は営業職で、入社時の基本給は 23 万円プラス歩合給、退職の頃の基本給は 35 万円から 40 万円まででプラス歩合給だったと思う。」と回答している上、請求者と同世代で、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が請求者と近い複数の同僚の請求期間に係る標準報酬月額と比べ、請求者の標準報酬月額のみが低額であるという事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるこ

はできない。